

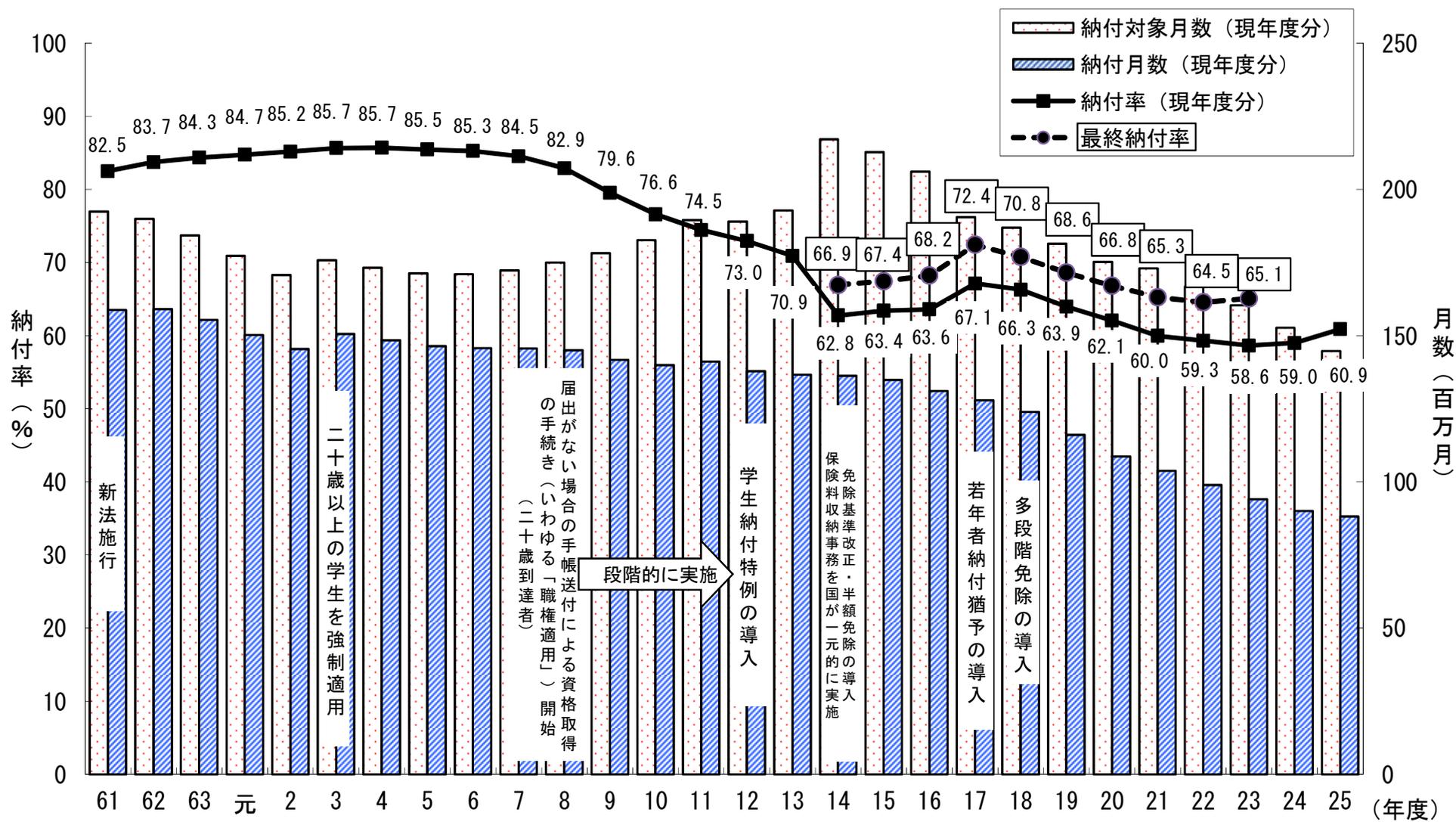
国民年金保険料の収納対策及び 厚生年金保険の適用・徴収対策の現状と課題

平成26年6月23日

厚生労働省年金局事業管理課

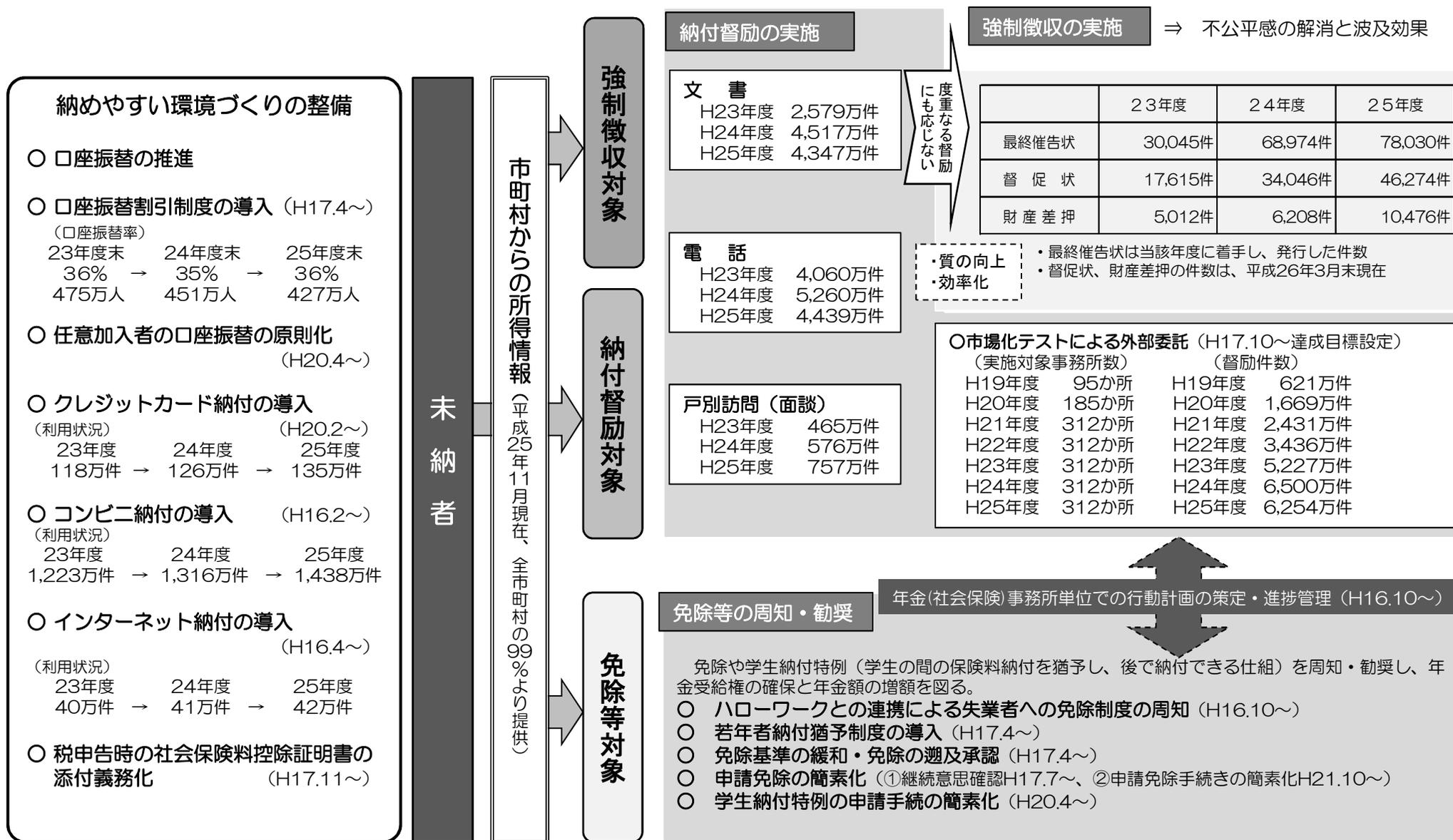
I 国民年金保険料の収納対策の現状と課題

国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

収納対策のスキーム(概念図)



普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

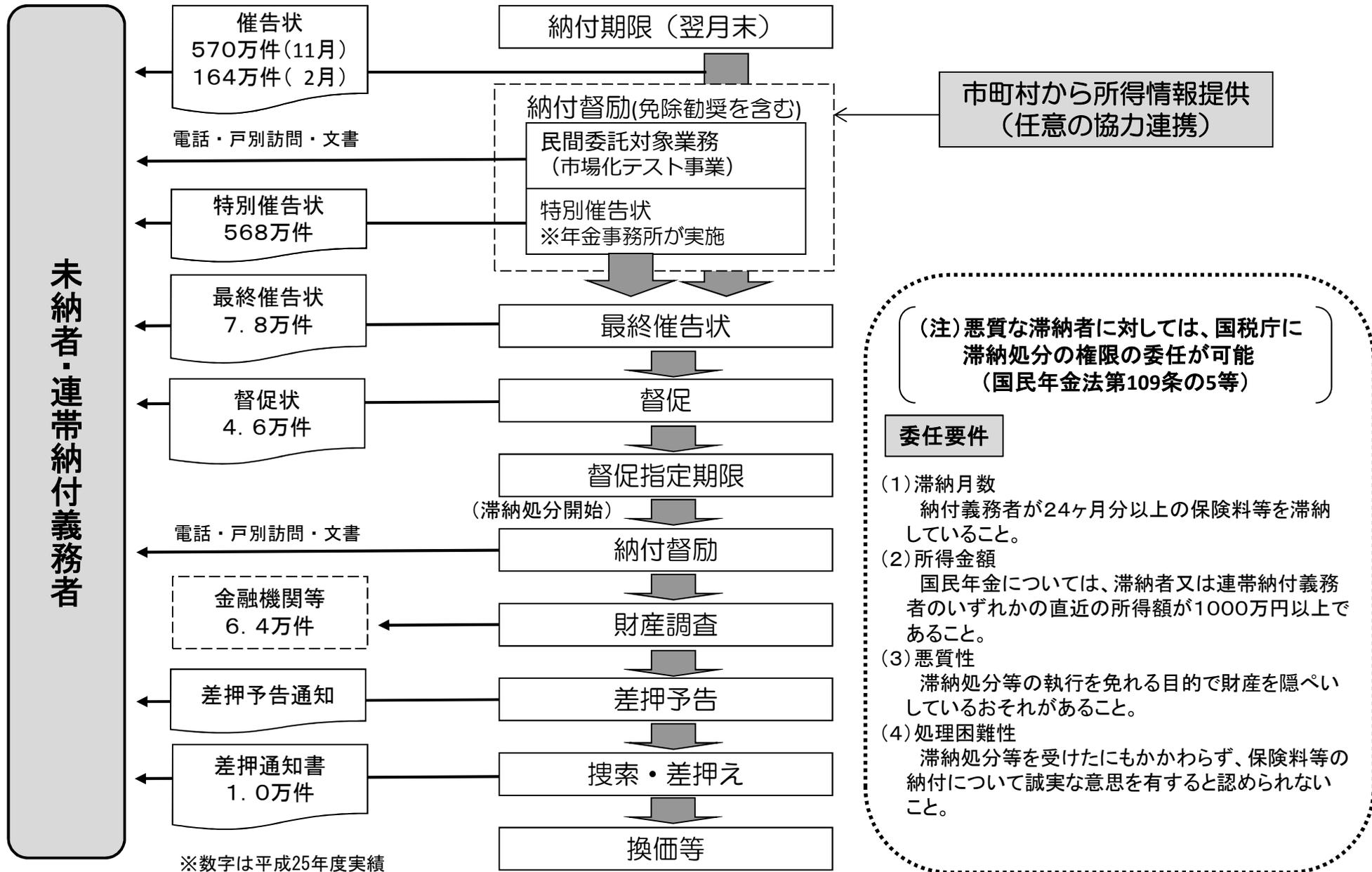
○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

第1期中期計画期間における国民年金保険料収納対策に係る実績

事項	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1号被保険者数※1 (対前年度比)	1,985 万人 (99.2%)	1,938 万人 (97.6%)	1,904 万人 (98.3%)	1,864 万人 (97.9%)	1,805 万人 (96.9%)
納付月数 (対前年度比)	10,381 万月 (95.5%)	9,893 万月 (95.3%)	9,407 万月 (95.1%)	9,010 万月 (95.8%)	8,817 万月 (97.9%)
全額免除者数 (対前年度比)	535 万人 (102.7%)	551 万人 (103.1%)	568 万人 (103.1%)	587 万人 (103.3%)	606 万人 (103.2%)
強制徴収の着実な実施	最終催告送付 17,131 件	最終催告送付 24,232 件	最終催告送付 30,045 件	最終催告送付 68,974 件	最終催告送付 78,030 件
	督促状送付 10,061 件	督促状送付 10,583 件	督促状送付 17,615 件	督促状送付 34,046 件	督促状送付 46,274 件
	差押実施 3,092 件	差押実施 3,379 件	差押実施 5,012 件	差押実施 6,208 件	差押実施 10,476 件
最終納付率 (現年度からの伸び幅)	68.6% (+4.7%)	66.8% (+4.8%)	65.3% (+5.3%)	64.5% (+5.2%)	65.1% (+6.4%)
過年度1年目 (現年度からの伸び幅)	65.0% (+2.9%)	63.2% (+3.3%)	62.2% (+2.9%)	62.6% (+3.9%)	63.5% (+4.5%)
現年度納付率 (対前年度比)	60.0% (-2.1%)	59.3% (-0.7%)	58.6% (-0.7%)	59.0% (+0.3%)	60.9% (+1.9%)
口座振替実施率 (対前年度比)	36.3% (-1.7%)	36.0% (-0.3%)	35.6% (-0.4%)	35.3% (-0.3%)	35.6% (+0.3%)
クレジット実施率 (対前年度比)	1.0% (+0.4%)	1.2% (+0.2%)	1.4% (+0.2%)	1.5% (+0.1%)	1.8% (+0.2%)
マルチペイメント利用状況 (コンビニ・クレジットカード・インターネット)	1,226 万件	1,308 万件	1,382 万件	1,482 万件	1,615 万件

※1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

国民年金の未納者に対する対応



年金保険料の徴収体制強化等に関する最近の検討経過について

1. これまでの検討経緯

- (1) 平成24年に成立した三党合意に基づく税制抜本改革法において、「年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し実施すること。」と明記された。【別添】
- (2) 平成25年2月内閣官房副長官を座長とする「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」が設置された。
- (3) 経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)において、「国民年金保険料の納付率向上等について幅広い観点から検討し、取組を推進する。」と明記された。【別添】
- (4) 平成25年8月8日検討チームにおいて「論点整理」を取りまとめ。
- (5) 論点整理で示された方向性に沿って検討を進めるため、厚生労働省に「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」を設置した。
- (6) 平成25年12月13日専門委員会において「報告書」を取りまとめ。
- (7) 報告書を踏まえ、平成26年度予算案及び「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
- (8) 平成26年3月20日予算成立、平成26年6月4日法律成立・6月11日公布。

2. 今後の対応

成立した予算及び法律による納付率向上方策の実施を図るとともに、報告書において指摘された納付率向上策のうち残された課題について検討を進める。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革 を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一～七 (省略)

八 年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施すること。

経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)

3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(1) 持続可能な社会保障の実現に向けて

② 社会保障の主要分野における重点化

(年金)

・国民年金保険料の納付率向上等について幅広い観点から検討し、取組を推進する。

平成26年度予算等における国民年金保険料収納対策等について

国民年金保険料の収納対策の取組強化に要する経費

92.6億円（18.3億円）

※（ ）は、平成25年度予算額である。

1. 国民年金保険料の納付率向上策

(1) 督促の促進及び強制徴収体制の強化

53.5億円（9.8億円）

・高所得であり長期間保険料を滞納している者を対象に強制徴収を徹底【予算】

保険料滞納者に対しては、これまでも強制徴収の取組は行ってきたが、今後は、滞納者すべてに対する督促を目指す。まずは、滞納者の所得などによって一定の基準を設け、繰り返しの納付督促に応じない場合には、必ず督促を実施。平成26年度においては、所得400万円以上かつ未納月数13月以上すべての滞納者に督促を実施（督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差し押さえ等の手続きに入る）。

(2) 免除等における申請主義の見直しについて

・免除申請の運用の改善の検討【法令】

現行の保険料の免除や猶予の手続は申請書の提出を必要としているため、客観的には免除等の要件に該当しているにもかかわらず、申請のわずらわしさから手続をとらない方が多数いると考えられる。このため、所得情報等から免除等に該当する可能性が高いと判定できる方については、免除等の申請手続を民間事業者等に委託することができるようにするとともに、その際の被保険者本人の申請意思の確認を簡便な方法とすることを検討。

(3) 年金保険料の納付機会の拡大について

・国民年金保険料の事後的な納付の機会の付与の検討【法改正】

・若年者納付猶予制度の対象年齢の見直しの検討【法改正】

平成26年度予算等における国民年金保険料収納対策等について【続き①】

(4) 確実かつ効率的な収納体制の強化

20.3億円(2.7億円)

・日本年金機構の管理体制の強化【予算】

国民年金保険料の納付状況や収納対策の取組状況にかかる計数の把握や分析を充実させるための収納支援システム等の拡充を図る。

・市場化テスト事業の改善【予算】

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、未納者に対する電話や文書、戸別訪問等による納付督促や保険料収納業務等を包括的に民間委託して実施している。この市場化テスト事業について、納付率の改善に結び付く適切な督促方法等を検証するため、一部の年金事務所において、納付督促の頻度及び戸別訪問員の配置を工夫するモデル事業を実施。

・市町村に対する口座振替促進手数料の見直し【予算】

市町村の窓口等において口座振替の利用を案内し、被保険者から口座振替の申込書を受理した場合には、事務取扱手数料として交付金を交付しているが、その単価を1件100円から500円へ引き上げ。

・金融機関に口座振替の募集を依頼【予算】

新たに、金融機関窓口等において口座振替の利用を案内し、被保険者から口座振替の申込書を受理した場合に手数料を支払う事業を、協力が得られる一部の金融機関においてモデル的に実施し、費用対効果を検証。

・年金事務所職員が収納できる範囲の拡充の検討【法令】

年金事務所職員による保険料の収納が可能な範囲の拡充を検討。

(5) 関係行政機関との連携強化

17.6億円(5.8億円)

・市町村との情報連携に係る環境の整備【予算】

保険料の免除勧奨等に必要所得等の情報を市町村から提供を受けた場合には、事務取扱手数料として交付金を交付しているが、より確実に電話番号等の情報提供が受けられるよう交付金単価を1件30円から115円へ引き上げ。

平成26年度予算等における国民年金保険料収納対策等について【続き②】

- ・ **学生納付特例事務法人に対する手数料の見直し【予算】**

学生納付特例事務法人制度は、厚生労働大臣の指定を受けた大学等において、在籍する学生から国民年金保険料の学生納付特例申請の委託を受けることができる制度であるが、この利用を促進するため、学生納付特例事務法人に対する手数料単価を1件30円から500円へ引き上げ。

- ・ **学生納付特例事務法人制度の改善【法改正】**

(6) 雇用形態など社会経済の変化への対応

1. 1億円（0億円）

- ・ **従業員の国民年金保険料の納付を事業主が受託代行できる仕組みの検討【法令】**

国民年金第1号被保険者に占める臨時・パートや常用雇用などの従業員の割合が増加していることを踏まえ、事業主の協力が得られる場合に、従業員が事業主を通じて賃金から国民年金保険料を納付できる任意の仕組みを設けることを検討する。なお、実施する場合には、他の納付受託機関との並びを考慮した事務手数料を支払うことも検討。

- ・ **事業主との連携強化によるパート等従業員に対する制度周知【予算】**

日本年金機構職員が、国民年金第1号被保険者であるパート等労働者が多く勤務する事業所を訪問し、従業員等に対する国民年金制度周知、口座振替納付の勧奨及び従業員の家族に係る免除・猶予制度の周知活動を行う。

(7) 公的年金制度に対する理解の促進

0. 08億円（0億円）

- ・ **納付促進に係る映像資料等の作成・活用のモデル実施【予算】**

特に国民年金保険料の未納者が多いと言われる若年層の納付率向上策の一環として、年金制度への理解の一助となる映像資料を作成するとともに、当該資料を用いた情報発信を行い、公的年金に対する理解、納付意欲等に関する効果を測定するモデル事業を実施。

平成26年度予算等における国民年金保険料収納対策等について【続き③】

2. 国民の利便性向上策

・住民税の申告義務が無い方の免除申請手続の簡素化の検討【法令】

住民税の申告義務が無い方（※）からの保険料の免除申請については、市町村からの情報提供により所得が申告されていないことの確認が可能であること等を踏まえ、所得を証明する書類の提出を不要とするなど、申請手続きの負担の軽減を図る。

（※）地方税法第317条の2により、市町村民税の申告義務について、所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち市町村の条例で定める者については、申告を要しないこととされている。

「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成26年6月成立)における国民年金保険料の納付率の向上方策等

1. 納付猶予制度対象者の拡大

【平成28年7月1日より施行】

- 若年層に限らず、全年齢層において非正規雇用労働者が増加している状況を踏まえ、納付猶予制度の対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大(平成37年6月までの時限措置)。
 - ※ 現行制度は、30歳未満の被保険者を対象に、平成17年7月から平成37年6月までの時限措置。

2. 学生納付特例事務法人制度の見直し

【平成26年10月1日より施行】

- 大学等が学生から納付猶予の申請を受託した日に、厚生労働大臣に申請があったものとみなす。
 - ※ 現行では、厚生労働大臣の指定する大学等は、在籍する学生から保険料の納付猶予の申請の委託を受けることができるが、当該申請日は、大学等が厚生労働大臣に当該申請を提出した日とされている。

3. 保険料納付機会の拡大

【平成27年10月1日より施行】

- 保険料納付機会の拡大を図り、無年金・低年金の防止を図るため、現行の後納制度に代わって、過去5年間の保険料を納付することができる制度を創設する(平成30年9月までの時限措置)。
 - ※ 現行の後納保険料額より高い保険料額を納付。(政令事項)
(現行の後納制度は、過去10年の未納保険料に係る平成24年10月から平成27年9月までの時限措置。)

4. 国民年金保険料の全額免除制度等の見直し【新設】

【平成27年7月1日より施行】

- 被保険者の手続上の負担を軽減し、全額免除等の申請の機会を拡充する観点から、厚生労働大臣が指定する者が一定の被保険者からの申請を受託できる制度を創設。
- また、当該指定する者が被保険者から申請を受託した日に、厚生労働大臣に当該申請があったものとみなす。

国民年金保険料の収納対策（今後の課題）

納付率引上げに係る目標

【日本年金機構第2期中期計画（平成26年4月～平成31年3月）（抜粋）】

- ・ 現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、中期目標期間中に60%台半ばを目指す。
- ・ また、国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。

➡ 上記の目標を達成するため、専門委員会における議論等を踏まえた検討を進める

【課題の例】

- ・ 保険料納付のメリット等についての周知
- ・ 督促の範囲のさらなる拡大
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 臨時・パート等の従業員に係る事業主との連携 等

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 〈抜粋〉

平成26年6月3日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国民の年金制度に対する信頼性を高めるため、公的年金に関する広報、教育活動についての取組を拡充するとともに、国民年金保険料の納付率の向上と、厚生年金保険の未適用事業所の把握に向けて、引き続き努力を行うこと。また、年金保険料の徴収の適切な実施や国税庁への滞納処分権限の委任制度の活用など、確実かつ効率的な収納体制や組織体制を強化するとともに、不正受給の是正に向けて、更なる対策を講じること。あわせて、財政検証の結果については、制度見直しの検討に資するよう、適宜、適切な情報提供を行うこと。
- 二、納付猶予制度における対象の拡大に際しては、将来の低年金・無年金の増加を防止する観点から、猶予後も適切な取組により保険料の納付を確保すること。

(以下省略)

Ⅱ 厚生年金保険の適用・徴収対策の現状と課題

厚生年金保険の適用状況(適用対策の実施状況の推移)

		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
適用事業所数 (年度末現在)		事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578	1,745,027	1,758,192
被保険者数 (年度末現在)		人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013	34,514,836	34,717,319
適用調査対象事業所数(※) (年度末現在)		事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935	246,165	387,840
適用 対策	外部委託による文書・ 電話勧奨事業所数	事業所	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741	276,540	137,675
	外部委託による訪問 加入勧奨事業所数	事業所	43,755	36,480	24,198	18,953	65,957	120,344	69,690
	来所要請による重点 加入指導実施事業所数	事業所	8,657	1,030	595	1,575	2,894	1,424	947
	戸別訪問による重点 加入指導実施事業所数	事業所	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556	20,736	22,414
適用対策を講じた結果、 適用した事業所数		事業所	10,883	6,199	3,381	2,567	4,808	6,685	8,322
上記の内、認定による 加入手続事業所数		事業所	87	73	21	34	71	165	57
事業所調査事業所数		事業所	460,916	206,652	45,933	47,402	157,477	437,325	491,188

※ 適用調査対象事業所とは、適用事業所となる可能性のある事業所のこと。

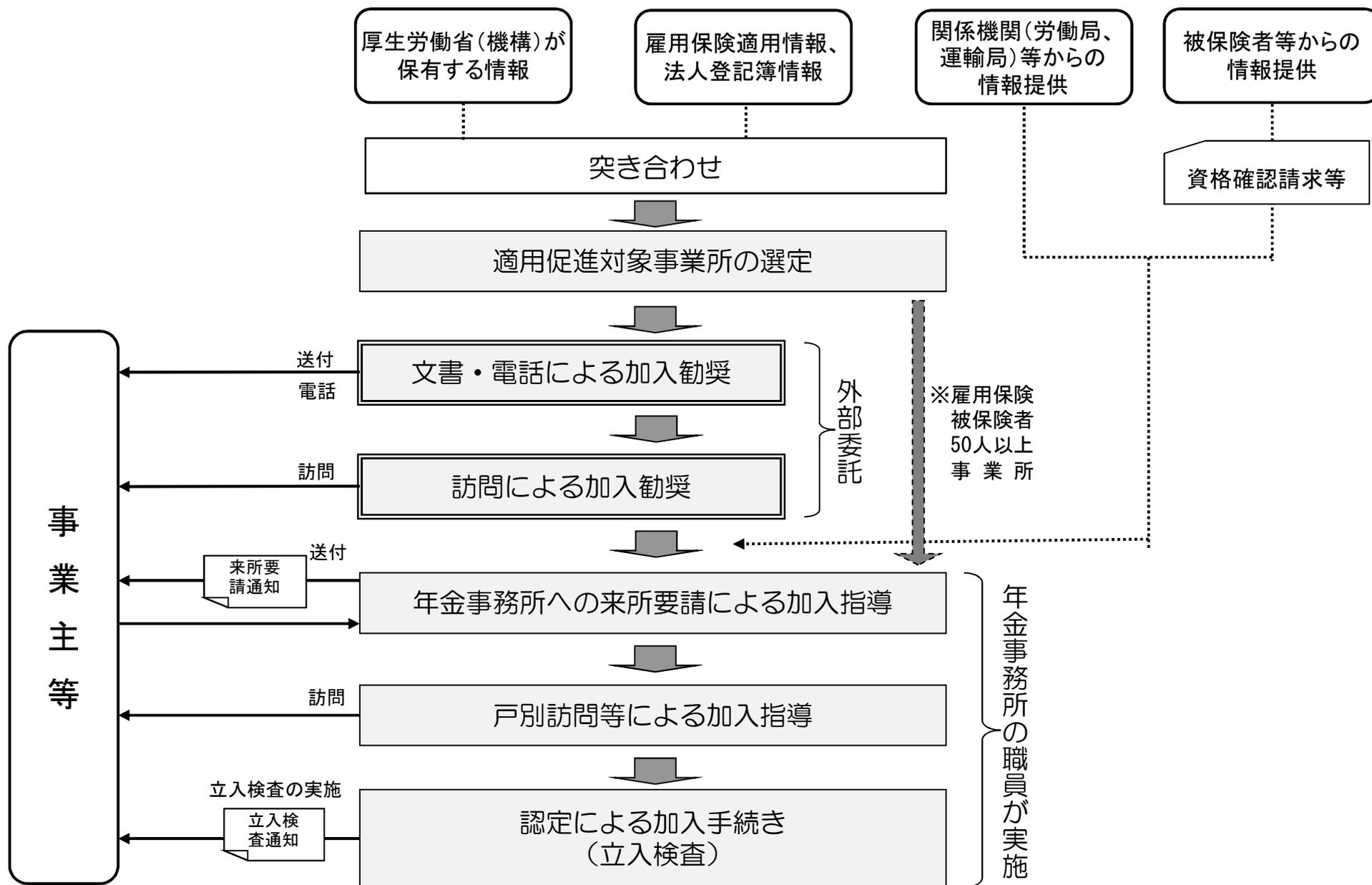
厚生年金保険の保険料収納状況(保険料収納率等の推移)

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保険料決定額 (過年度分を含む) ①	億円	212,612	222,672	230,627	226,940	232,430	239,581	246,116
保険料収納額 (過年度分を含む) ②	億円	209,834	219,690	226,905	222,409	227,253	234,699	241,549
不納欠損額 ③	億円	259	206	157	228	407	380	362
収納未済額 ①-②-③	億円	2,519	2,776	3,565	4,303	4,770	4,502	4,205
保険料収納率 ②/①	%	98.7	98.7	98.4	98.0	97.8	(98.0) 98.0	98.1
滞納事業所数	事業所	108,070	123,655	147,171	162,423	162,461	162,735	154,013
差押え事業所数	事業所	15,613	12,879	10,483	8,250	13,707	17,798	22,556
口座振替実施率	%	84.0	83.5	81.9	81.2	81.6	82.7	83.0

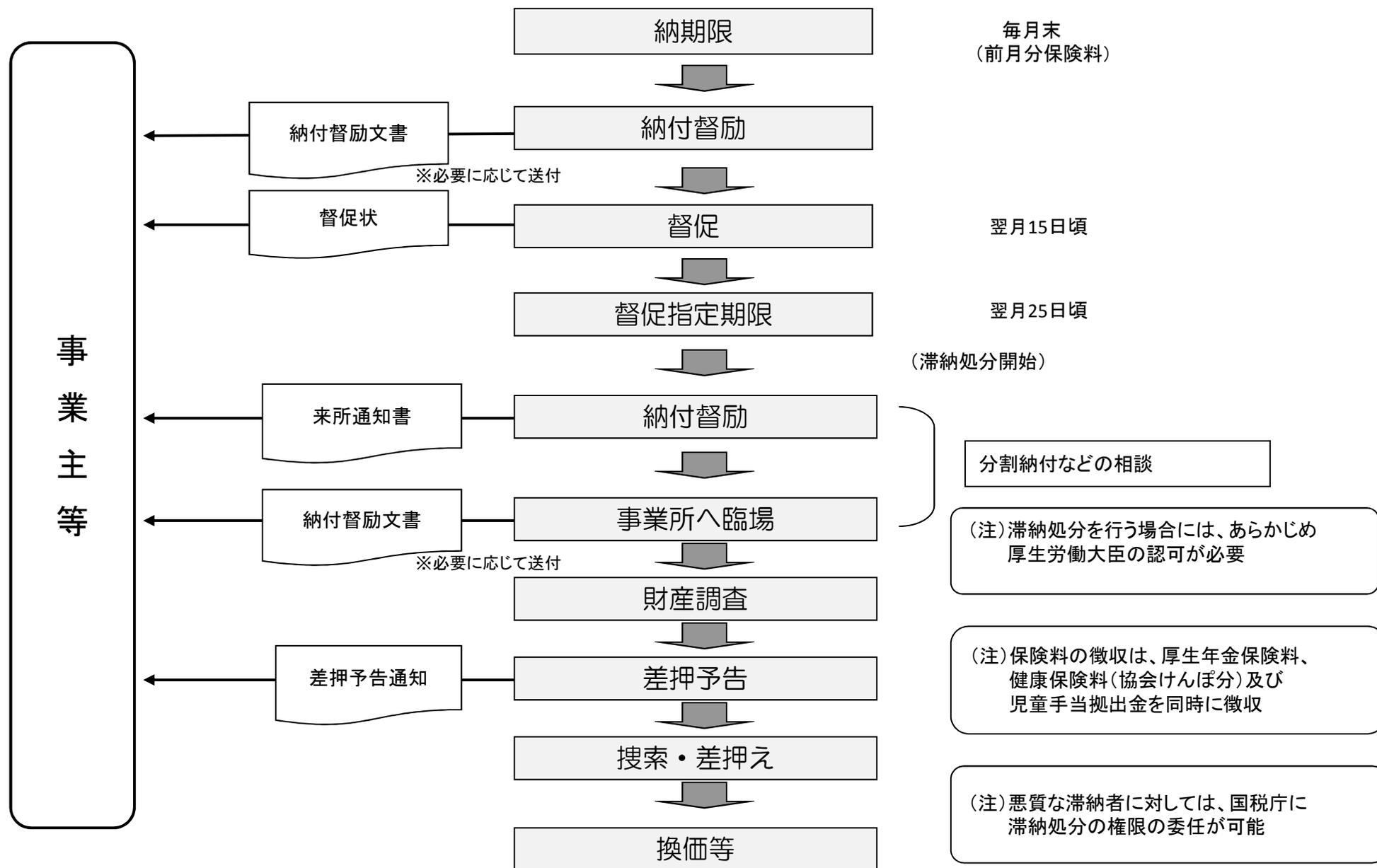
(注1) 平成23年度の収納率 () 書きは、納期限が延長された被災地4県分を除いた収納率を計上

(注2) 滞納事業所数は、延滞金のみ滞納している事業所数を除く

厚生年金保険の適用促進業務のフロー



厚生年金保険の保険料収納業務(滞納処分含む)のフロー



関係機関との連携概要

情報提供元	対象事業者等 (開始時期)	情報提供の概要等	加入等がなされない場合の措置
国土交通省 地方運輸(支)局	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車運送事業者 〈トラック事業〉 (平成15年6月) ・旅客自動車運送事業者 〈バス・タクシー事業〉 (平成18年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業者 ⇒ 事業許可後、運輸開始届時に社会保険の加入状況を確認。加入が確認できない場合は、巡回監査等(開始届後6カ月以内)において確認、指導。指導してもなお未加入の場合に情報提供。 ・既存事業者 ⇒ 巡回監査等において確認、指導してもなお未加入の場合は情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所において、加入指導をしてもなお未加入等の場合は、<u>行政処分等</u>を実施。 例) 車両使用停止処分 <p>〈24'提供件数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物: 628件 ・旅客: 251件
国土交通省 地方整備局 都道府県担当部局	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者 (平成24年11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可・更新時において、厚生年金等の加入状況を確認。加入が確認できない場合は、文書による加入指導を行う。 ・加入指導後4カ月以内に加入したことが確認できない場合は、再度文書による加入指導を行う。 ・再指導から2カ月以内に加入が確認できない場合に通報。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所において、再三の加入指導をしてもなお未加入等の場合は、<u>行政処分等</u>を実施。 例) 営業停止処分 <p>〈24'提供件数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし
都道府県労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元事業主等 (平成19年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業の許可、許可更新、届出 ⇒ 許可申請等(許可更新の3か月前)の際、事業主から提出される派遣事業計画書において、<u>社会保険の加入が適正に行われていないと疑われる事業所</u>を情報提供。 ・派遣元事業主等に対する監督指導 ⇒ 派遣元事業主等、派遣先への監督の結果、<u>社会保険の加入漏れ等の疑いがある事業所</u>を情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可、許可更新等 年金事務所から適正な届出の指導を受けた事業主のうち、許可及び許可更新前までに是正を行わなかった場合は、許可及び許可更新が行われない。 <p>〈24'提供件数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・57件
都道府県労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・求人申込み事業主 (平成17年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所に事業主が求人申込みを行う際、<u>社会保険の加入が適正に明示されていない場合は求人を受理するが、紹介を保留(非公開)</u>。 ・公共職業安定所が「厚生年金等加入相談票」を事業主に交付し、<u>事業主の責任において年金事務所に訪問し、厚生年金等に係る求人条件が適正か否かの確認</u>を行う。 ・公共職業安定所は、交付した相談票の写しを年金事務所に送付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所において、加入指導をしてもなお未加入等の場合は、<u>求人は保留(非公開)のまま有効期限切れで取消しとなる</u>。 <p>〈24'提供件数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談票件数: 540件 うち、事業主が訪問: 353件

平成26年度予算における厚生年金保険の適用促進策

99. 6億円（平成25年度 22.1億円）

(1) 把握した適用調査対象事業所の加入指導等への集中的な取組

法人登記簿情報の活用により把握した適用調査対象事業所に対する加入指導等（※1）に、今後5年間で集中的に取り組む。また、法人の休業中・廃業済等の情報を把握し、より効率的な適用事務を行うため、国税庁に対して稼働中の法人に関する情報の提供を依頼する。

（※1）民間事業者の活用を含め、適用調査対象事業所の調査等を通じて厚生年金に加入すべき事業所であるかを把握し、把握した事業所に対しては加入勧奨や加入指導を順次実施。

(2) 平成24年度に掲げた目標達成のための加入指導等

厚生年金の適用対策の目標（※2）を達成するため、適用調査対象事業所に対して加入指導を順次実施し、適用届を提出しない事業所については立入検査を実施し、職権による適用を行うなどの取り組みを確実に進める。

（※2）平成23年度末時点の適用調査対象事業所（約24.6万）を3年以内に半減。

厚生年金保険の適用・徴収対策(取組の現状)

(日本年金機構 平成26年度計画より抜粋)

2. 厚生年金保険・健康保険等の適用・徴収対策

(1) 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策

以下の取組により、厚生年金保険・健康保険等の適用を促進し、平成24年度に設定した「平成23年度末時点で把握した適用調査対象事業所を3年以内(平成26年度まで)に半減」という目標を達成する。

また、法人登記簿情報等の活用により把握した適用調査対象事業所に対する調査・加入指導等に取り組むとともに、平成27年度以降の新たな目標の策定に取り組む。

なお、適用促進に当たっては、数値目標や具体的なスケジュールを定めた平成26年度行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に推進する。

① 適用調査対象事業所の適用の促進

ア 適用調査対象事業所の的確な把握

法人登記情報、雇用保険情報を活用したシステムによる突合せ、ハローワーク、地方運輸局、地方整備局等が保有する社会保険加入状況等の情報の収集・活用により、適用調査対象事業所の効率的かつ的確な把握に努める。また、適用調査対象事業所を的確に把握するために、事業所記録と会社法人等番号との紐付けを行う。

イ 適用調査対象事業所の加入勧奨

新規法人登記簿情報等の活用により把握した適用調査対象事業所の加入勧奨について、外部委託を活用することにより効率的に実施する。

ウ 適用調査対象事業所の重点的加入指導及び認定による加入手続の実施

- 平成23年度末時点で把握した適用調査対象事業所を、3年以内に半減する目標は、26年度が最終年度に当たるため、目標達成に向けて、より多くの事業所を適用するよう、適用調査対象事業所に対して優先順位をつけ加入指導を実施する。

厚生年金保険の適用・徴収対策（取組の現状）【続き①】

- ・ 重点的加入指導を複数回実施しても加入の見込みがない事業所については、必要に応じて、立入検査を行い認定による加入手続きを実施する。
なお、加入指導に従わない悪質な事業所については、本部及びブロック本部の指導・支援の下、告発も視野に対応する。

② 事業主からの適正な届出の促進

- ア 資格取得届等の届出漏れが多い傾向にある労働者派遣業及び短時間就労者・外国人就労者を多く使用する事業所に対し、関係機関と連携を図り、重点的な指導を行う。
- イ 全喪届受付時に、第三者の確認のない書類を添付している事業所については、一定期間経過後に事業実態を把握し、違法な脱退を防止する。
- ウ 事業主から一定期間以上遡及して提出された資格喪失届や降給による月額変更届について、添付書類等により、届出内容の事実関係の確認を徹底する。
- エ 事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう指導する。
- オ 総合調査及び定時決定時調査等の事業所調査については、すべての適用事業所を対象に4年に1回実施することを基本とする。この総合調査及び定時決定時調査等の調査結果については、今後の取組に反映させる。
- カ 一括適用・本社管理制度の推進を図る。また、複数の事業所を有する法人を特定するために、事業所記録と会社法人等番号との紐付けを行う。

③ 厚生年金特例法への対応

厚生年金特例法に従い、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の手続を実施する。

厚生年金保険の適用・徴収対策（取組の現状）【続き②】

（2）厚生年金保険・健康保険等の徴収対策

厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策については、機構全体及び年金事務所ごとに平成26年度行動計画を策定し、以下の取組を効果的・効率的に推進する。

なお、行動計画の策定に当たっては機構全体として、口座振替実施率及び厚生年金保険等の収納率が前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。

① 口座振替の利用促進

口座振替を利用していない適用事業所については、口座振替による保険料納付の利用促進を図るとともに、適用事業所の新規適用時においては、原則として口座振替を利用するよう事業主に勧奨する。

② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

ア 滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。

なお、新規滞納事業所に対しては、初期手順に従い、納付督促及び滞納処分を確実に実施する。

イ 滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聴き取った上で、きめ細かな納付指導を行う。

ウ また、繰り返し納付指導したにもかかわらず、納付指導に応じない事業所に対しては、関係法令に基づき滞納処分を迅速かつ確実に実施する。

③ 徴収が困難である事業所に対する徴収対策の徹底

徴収が困難である事業所に対しては、本部、ブロック本部及び年金事務所が連携して早期の滞納解消に向けた取組を実施する。また、必要に応じ、国税庁と連携協力し、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。

財務大臣(国税庁)への滞納処分の権限の委任(概要)

財務大臣(国税庁)への滞納処分の権限委任については、厚生年金保険法第100条の5及び国民年金法第109条の5等の規定を整備(19年7月6日公布、22年1月1日施行)し、次の委任要件の全てを満たした滞納保険料について、厚生労働大臣は財務大臣(国税庁)に滞納処分の権限を委任することができるかとされている。

委任の要件

(1)滞納月数

納付義務者が24ヶ月分以上の保険料等を滞納していること。

(2)滞納金額、所得金額

- ・ 厚生年金については、滞納額の合計額が1億円以上であること。
- ・ 国民年金については、滞納者又は連帯納付義務者のいずれかの直近の所得額が1000万円以上であること。

(3)悪質性

滞納処分等の執行を免れる目的で財産を隠ぺいしているおそれがあること。

(4)処理困難性

滞納処分等を受けたにもかかわらず、保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

国税庁からの稼働中の法人に関する情報の入手

1. 国税庁から提供を受ける情報

源泉徴収義務者である法人事業所の

① 名称、 ② 所在地、 ③ 給与支給人員（数）、 ④ 業種

2. 情報提供の時期及び頻度

- ・ 初回は所要の準備が完了する平成26年12月を予定
- ・ 以降は、年1回又は2回を予定

3. 機構における活用

- ・ 年度内を目途に、厚生年金の適用事業所と一致しなかった法人登記簿情報等と源泉徴収義務者情報との突合せを行う予定
- ・ 源泉徴収義務者情報と一致したものについて優先的に調査や加入指導に取りかかることとし、その具体的な実施方法等について現在検討中